

## 第98号議案

新宮町職員等の旅費に関する条例の一部改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月2日

新宮町長 桐島光昭

### 理由

令和7年4月1日に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）及び福岡県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年福岡県条例第57号）が施行されたことに伴い、新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

## 新宮町職員等の旅費に関する条例の一部改正する条例

新宮町職員等の旅費に関する条例（平成13年新宮町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「在勤庁」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）」を加え、同条に次の2号を加える。

（4） 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう

（5） 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第4項において同じ。）を締結したもの

第3条に次の1項を加える。

4 前3項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「出張は、」の次に「次の各号に掲げる区分により、」を加え、「任命権者又はその委任を受けた者（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第3項中「（取消しを含む。以下同じ。）」を削る。

第6条第1項中「車賃」を「その他の交通費」に、「日当、宿泊料、」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、」に、「移転料、」を「転居費、」に、「着後手当」を「着後滞在費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、同条第2項から第11項までを削る。

第7条第1項中「旅費は、」の次に「出張に要する実費を弁償するためのものとして、」を加える。

第8条第1項前段中「者」を「もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に改め、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、同項中「その請求に係る旅費」の次に「又は旅費に相当する」を、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する額」を加え、同条第2項及び第3項中「速やかに」を「所定の期間内に」に改め、同条第4項中「第1項に規定する請求書及び旅費明細書の様式並びにその他必要な書類は、規則で定める。」を「支出命令者は、概算払に係る旅費の支給を受けた出張者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項に規定する請求書及び旅費明細書の様式、同項に規定する旅費明細書に添付すべき書類の種類、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第9条から第18条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76

号) 第1条第1項に規定する軌道並びにこれらに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

3 前2項に定めるもののほか、鉄道賃の支給方法は、規則で定める。

#### (船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項に定めるもののほか、船賃の支給方法は、規則で定める。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 前2項に定めるもののほか、航空賃の支給方法は、規則で定める。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（これに類するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（これに類するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（これに類す

るものを含む。) の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前号に規定する以外の自家用自動車を利用する移動に要する費用

(5) 前4号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第4号に掲げる費用は、公用車(公用のために借り上げたもの等を含む。)を利用した場合には支給しない。

3 前2項に定めるもののほか、その他の交通費の支給方法は、規則で定める。

### 第13条 削除

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に掲げる額(次条及び同表において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第14条の次に次の2条を加える。

(包括宿泊費)

第14条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条の3 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は一夜当たり2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合には、宿泊手当の額は、規則で定める一夜当たりの定額とする。

(旅行雑費)

第15条 旅行雑費は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による費用とし、その額は、規則で定める実費に相当する額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

- 2 第19条に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合には、着後滞在費（家族移転費のうち着後滞在費に相当する部分を含む。）は支給しない。
- (1) 県内における移転（規則で定める場合を除く。）の場合
  - (2) 出張者が新在勤地に到着後、直ちに職員のための宿舎又は自宅その他これらに類するものに入る場合

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

第19条中「移転料」を「転居費」に、「着後手当」を「着後滞在費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改める。

第21条中「第13条に規定する日当以外の」を削る。

第22条第1項中「次に掲げる出張のうち」及び「町長が」を削り、同項各号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第22条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第14条、第14条の2、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第24条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第24条の2 支出命令者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める

別表第1、別表第2を削り、次の一表を加える。

別表（第14条関係）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）	
	町長・副町長・教育長	左記以外の職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円

三重県	13, 000円	9, 000円
滋賀県	15, 000円	11, 000円
京都府	27, 000円	19, 000円
大阪府	18, 000円	13, 000円
兵庫県	17, 000円	12, 000円
奈良県	15, 000円	11, 000円
和歌山県	15, 000円	11, 000円
鳥取県	11, 000円	8, 000円
島根県	13, 000円	9, 000円
岡山県	14, 000円	10, 000円
広島県	18, 000円	13, 000円
山口県	11, 000円	8, 000円
徳島県	14, 000円	10, 000円
香川県	21, 000円	15, 000円
愛媛県	14, 000円	10, 000円
高知県	15, 000円	11, 000円
福岡県	25, 000円	18, 000円
佐賀県	15, 000円	11, 000円
長崎県	15, 000円	11, 000円
熊本県	20, 000円	14, 000円
大分県	15, 000円	11, 000円
宮崎県	17, 000円	12, 000円
鹿児島県	17, 000円	12, 000円
沖縄県	15, 000円	11, 000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の新宮町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張について適用し、同日前に出発する出張については、なお従前の例による。

新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)新旧対照表

(参考資料)

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁 <u>(任命権者又はその委任を受けた者(以下「出張命令権者」という。)が認める場合には、</u> <u>その住所、居所その他出張命令権者が認める場所)</u>を離れて相島(相島に在勤庁がある職員については、相島を除く本町の区域。)及び本町の区域外に旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう</p> <p>(5) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であつて、町と旅行役務提供契約(旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第4項において同じ。)を締結したものをいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁 _____を離れて相島(相島に在勤庁がある職員については、相島を除く本町の区域。)及び本町の区域外に旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p>

2・3 (略)

4 前3項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(出張命令等)

第4条 出張は、次の各号に掲げる区分により、

\_\_\_\_\_出張命令権者\_\_\_\_\_の発する出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)によって行われなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更\_\_\_\_\_する必要があると認められる場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

4~6 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

2・3 (略)

(出張命令等)

第4条 出張は、\_\_\_\_\_

任命権者又はその委任を受けた者(以下「出張命令権者」という。)の発する出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)によって行われなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認められる場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

4~6 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、  
旅行雑費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道出張について路程に応じて旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路出張について路程に応じて旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空出張について路程に応じて旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)出張について路程に応じて1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

- 6 日当は、職員以外の者が出張する場合に、出張中の日数に応じて1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、出張中の夜数に応じて1夜当たりの定額により支給する。
- 8 旅行雑費は、職員が出張する場合に出張中の日数に応じて1日当たりの定額又は実費額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じて一定距離当たりの定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 (略)

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に旅費明細書その他必要な書類を添えてこれを当該旅費又は当該金額の支出命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する

第7条 旅費は、\_\_\_\_\_最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 (略)

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとする者\_\_\_\_\_は、所定の請求書に旅費明細書その他必要な書類を添えてこれを当該旅費\_\_\_\_\_の支出命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費\_\_\_\_\_

額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後、所定の期間内に当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者は、概算払に係る旅費の支給を受けた出張者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。

- 5 第1項に規定する請求書及び旅費明細書の様式、同項に規定する旅費明細書に添付すべき書類の種類、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

#### (鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道並びにこれらに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用として、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

#### (1) 運賃

額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費\_\_\_\_\_の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後、速やかに当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項に規定する請求書及び旅費明細書の様式並びにその他必要な書類は、規則で定める。

#### (鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、旅客運賃、特別急行料金、急行料金、座席指定料金及び特別車両料金による。

- 2 特別急行料金は、特別急行列車を運行する線路による出張で、乗車区間が100キロメートル以上の場合に支給する。
- 3 急行料金は、急行列車を運行する線路による出張で、乗車区間が50キロメートル以上の場合に支給する。
- 4 特別急行料金及び急行料金は、一の特急券及び急行券の有効区間ごとに計算するものとす

<p>(2) <u>急行料金</u>  (3) <u>寝台料金</u>  (4) <u>座席指定料金</u>  (5) <u>特別車両料金</u>  (6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、鉄道賃の支給方法は、規則で定める。</u></p>	<p>る。</p> <p>5 <u>座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張で、乗車区間が100キロメートル以上の場合に支給する。</u></p> <p>6 <u>特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張で、乗車区間が100キロメートル以上、かつ、出張命令権者が特に必要と認めた場合に限り支給する。</u></p>
<p>(船賃)</p> <p><u>第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u>  (2) <u>寝台料金</u>  (3) <u>座席指定料金</u>  (4) <u>特別船室料金</u>  (5) <u>前各号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、船賃の支給方法は、規則で定める。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p><u>第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p>	<p>(船賃)</p> <p><u>第10条 船賃の額は、旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において同じ。)、自動車航送運賃、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する自動車航送運賃は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により船舶を利用し自動車等を搬送した場合に限る。</u></p> <p>3 <u>旅客運賃の等級区分その他の船賃の支給区分は、規則で定める。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p><u>第11条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。</u></p>

- (1) 運賃
  - (2) 座席指定料金
  - (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、航空賃の支給方法は、規則で定める。
- (その他の交通費)
- 第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。
- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条 第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(これに類するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
  - (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(これに類するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
  - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(これに類するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
  - (4) 前号に規定する以外の自家用自動車を利用する移動に要する費用
  - (5) 前4号に掲げる費用に付隨する費用
- 2 前項第4号に掲げる費用は、公用車(公用のために借り上げたもの等を含む。)を利用した場合には支給しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、その他の交通費

#### (車賃)

- 第12条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、出張の実費額が当該出張の定額の車賃を超える場合は、規則で定めるところにより、その実費額を支給するものとする。
- 2 前項の車賃は、全路程を通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程は、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

の支給方法は、規則で定める。

### 第13条 削除

#### (宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に掲げる額(次条及び同表において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

#### (包括宿泊費)

第14条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

#### (宿泊手当)

第14条の3 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は一夜当たり2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合には、宿泊手当の額は、規則で定める一夜当たりの定額とする。

#### (旅行雑費)

第15条 旅行雑費は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による費用とし、その額は、規則で定める実費に相当する額とする。

#### (転居費)

#### (日当)

第13条 日当は、別表第1の定額により支給する。

#### (宿泊料)

第14条 宿泊料は、別表第1の定額により支給する。ただし、出張中の宿泊実費が定額の宿泊費を超える場合において、あらかじめ出張命令権者の許可を受けたものについては、規則で定めるところにより、実費額を支給することができる。

2 水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り宿泊料を支給する。

#### (旅行雑費)

第15条 旅行雑費は、別表第1の定額により支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、電話、郵便等の通信費又は資料の複写等に要した費用が定額を超える場合は、実費額を支給するものとする。

#### (移転料)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

2 第19条に規定するものほか、次の各号に掲げる場合には、着後滞在費(家族移転費のうち着後滞在費に相当する部分を含む。)は支給しない。

- (1) 県内における移転(規則で定める場合を除く。)の場合
- (2) 出張者が新在勤地に到着後、直ちに職員のための宿舎又は自宅その他これらに類するものに入る場合

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額

第16条 移転料は、次の各号に掲げる額により支給する。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合(扶養親族を有しない職員の場合を含む。)には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

(着後手当)

第17条 着後手当は、別表第1の宿泊料定額の5夜分の範囲内で規則に定める額を支給する。

2 第19条に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合には、着後手当は支給しない。

- (1) 県内における移転(規則で定める場合を除く。)の場合
- (2) 出張者が新在勤地に到着後、直ちに職員のための宿舎又は自宅その他これらに類するものに入る場合

(扶養親族移転料)

第18条 扶養親族移転料は、次の各号に掲げる額により支給する。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額
  - ア 移転の際に要する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額
  - イ 職員相当の宿泊料、旅行雑費及び着後手

に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、  
赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に  
家族を職員の居住地(赴任後家族を移転する  
までの間に更に赴任があった場合には、当該  
赴任後における職員の新居住地)に移転する  
場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(近接地域内移転の旅費)

第19条 赴任に伴う移転が次の各号のいずれかに該当する場合には、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支払わないものとする。ただし、相島を除く県内地域から相島への移転及び相島から相島を除く県内地域への移転を除く。

(1)・(2) (略)

(職員以外の者の旅費)

第21条 第3条第3項の規定により職員以外の者が住所又は居所の存する市町村の区域内に旅行する場合は、旅費を支給しないものとする。

(日額旅費)

第22条 第6条に掲げる旅費に替え、日額旅費を支給する出張は、当該出張の性質上、日額旅費を支給することを適當と認めて規則で定めたものをいう。

2 (略)

当の額のそれぞれ3分の2(移転の際における年齢が12歳未満の者にあっては3分の1)に相当する額

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、  
第16条第1号及び第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、前号の規定に準じて計算した額(前号の規定により支給することができる額に相当する額の範囲内に限る。)
- (3) 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前号の規定を適用して計算した額

(近接地域内移転の旅費)

第19条 赴任に伴う移転が次の各号のいずれかに該当する場合には、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支払わないものとする。ただし、相島を除く県内地域から相島への移転及び相島から相島を除く県内地域への移転を除く。

(1)・(2) (略)

(職員以外の者の旅費)

第21条 第3条第3項の規定により職員以外の者が住所又は居所の存する市町村の区域内に旅行する場合は、第13条に規定する日当以外の旅費を支給しないものとする。

(日額旅費)

第22条 第6条に掲げる旅費に替え、日額旅費を支給する出張は、次に掲げる出張のうち当該出張の性質上、町長が日額旅費を支給することを適當と認めて規則で定めたものをいう。

- (1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための出張
- (2) 前号に掲げる出張を除くほか、その職務の性質上、常時旅行を必要とする職員の出張

2 (略)

(旅費の支給額の上限)

- 第22条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。
- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手當に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手當に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第14条、第14条の2、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

- 第24条の2 支出命令者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。
- 2 出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表(第14条関係)

区分	宿泊費基準額(一夜につき)	
	町長・副町長・教 育長	左記以外の職員

北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円

香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

別表第1(第12条—第15条、第17条関係)

区分	車賃 (1キロ メート ルにつ き)	日当 (1日に つき)	宿泊 料 (1夜に つき)	旅行雑費 (1日につき)		
				福岡 都市 圈及 び本 町相 島	福岡 都市 圈以 外の 県内	県外
職員	37円		13,10 0円	200円	1,000 円	2,000 円
職員以外の者	37円	2,500 円	13,10 0円			

#### 備考

1 表頭中「福岡都市圏」とあるのは、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市及び新宮町を除く糟屋郡をいう。

2 表頭中「本町相島」とあるのは、相島を除く新宮町内に在勤庁がある職員について適用し、相島に在勤庁がある職員については、「本町相島」を「相島を除く新宮町内」と読み替えるものとする。

別表第2(第16条関係)

鉄道50キロメートル未満	93,000円
--------------	---------

<u>鉄道50キロメートル以上100キロ メートル未満</u>	<u>107,000円</u>
<u>鉄道100キロメートル以上300キロ メートル未満</u>	<u>132,000円</u>
<u>鉄道300キロメートル以上500キロ メートル未満</u>	<u>163,000円</u>
<u>鉄道500キロメートル以上1,000キ ロメートル未満</u>	<u>216,000円</u>
<u>鉄道1,000キロメートル以上1,500 キロメートル未満</u>	<u>227,000円</u>
<u>鉄道1,500キロメートル以上2,000 キロメートル未満</u>	<u>243,000円</u>
<u>鉄道2,000キロメートル以上</u>	<u>282,000円</u>